

(お知らせ)

排水基準を定める省令の一部を改正する省令  
(閉鎖性海域に係る窒素・磷の暫定排水基準の見直し)の公布について

平成20年9月30日(火)  
環境省水・大気環境局水環境課  
閉鎖性海域対策室  
直通：03-5521-8320  
代表：03-3581-3351  
課長：尾川 毅(6660)  
補佐：正賀 充(6661)  
担当：渋谷 豊(6664)

「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」が本日公布され、平成20年10月1日から施行されることとなりました。

今回の省令改正は、水質汚濁防止法における閉鎖性海域の窒素・磷に係る現行の暫定排水基準の適用期限が平成20年9月30日を以て満了することから、以降の暫定排水基準について定めたものです。

### 1. 改正の趣旨

閉鎖性海域においては、その富栄養化が問題になったことから、平成5年に富栄養化の原因物質である窒素・磷に関する排水基準が設定され、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上の工場・事業場に対して窒素・磷の排水規制を行っています(平成5年10月1日施行)。

その際、一般排水基準に対応することが著しく困難と認められる一部の業種については、5年を適用期限とした暫定排水基準を設定しました。この暫定排水基準については平成10年及び平成15年に見直しを行い、適用業種の絞り込み及び基準値の見直しを行ってきたところです。

今般の省令の改正は、現行の暫定排水基準の適用期限が平成20年9月30日を以て満了しますが、一部の業種について一般排水基準へ対応することが現時点での排水処理技術等に照らして困難であるため、これらの業種については、必要に応じ基準値を見直した上で平成25年9月30日まで新たな暫定排水基準を適用することとしたものです。

### 2. 改正の内容

別紙のとおり

### 3. 施行期日

平成20年10月1日

(別紙)

平成 20 年 10 月 1 日以降の閉鎖性海域に係る窒素・磷の暫定排水基準

(1) 窒素含有量 (単位 : mg/L)

業種	許容限度 ※ ( ) 内は日間平均値		備考
	~平成 20 年 9 月 30 日	平成 20 年 10 月 1 日~	
天然ガス鉱業	160 (150)	160 (150)	
畜産農業 (水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第一号のニイに掲げる施設を有するものに限る。)	190 (150)	190 (150)	
畜産農業 (上記以外)	190 (150)	—	一般排水基準へ移行。
酸化銀製造業	240 (210)	—	一般排水基準へ移行。
酸化コバルト製造業	900 (750)	550 (300)	
黄鉛顔料製造業	1300 (950)	—	一般排水基準へ移行。
バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	6000 (5000)	5000 (3850)	
(参考) 一般排水基準	120 (60)		

(2) 磷含有量 (単位 : mg/L)

業種	許容限度 ※ ( ) 内は日間平均値		備考
	~平成 20 年 9 月 30 日	平成 20 年 10 月 1 日~	
畜産農業 (水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第一号のニイに掲げる施設を有するものに限る。)	30 (24)	30 (24)	
畜産農業 (上記以外)	30 (24)	—	一般排水基準へ移行。
磷化合物製造業 (縮合磷酸塩製造工程を有するものに限る。)	40 (10)	40 (10)	
(参考) 一般排水基準	16 (8)		